

第3回までの検討結果

検討会開催日時	主な内容
第1回:平成30年3月5日	○動物取扱業に係る動物の飼養管理方法等の制度の概要について ○今後の検討の進め方について
第2回:平成30年12月11日	○検討の進め方 ○自治体の意見及び海外の基準等について(報告) ○適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に向けた方向性について
第3回:平成31年3月8日	○海外の基準及び論文調査について(報告) ○適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に係る対象項目について

第3回検討会までの基本的な方向性・確認事項

- 動物の適正な飼養管理方法に係る国内外の情報や科学的知見をどの様に収集・評価し、検討を進めていくべきか。
⇒ ・ アニマルベースメジャーの考え方は動物種を問わずベースとなるものであり、定性的なものになるが、犬猫から爬虫類まで適用可能。
- ・ 先進的とされる欧米の基準・知見について、その運用方法や実効性、合意形成過程等(科学的根拠があればその根拠資料)を含めて、情報収集を行う。
- 業種・業態・生物種が多様なことから、どの様に優先順位を付けて検討を行うか。
⇒ ・ 飼養頭数が多い犬・猫を中心に優先的に検討を進める。
- ・ 爬虫類は多種多様であり、獣医学的・疫学的知見に乏しいことから、犬・猫の議論と分けて考えることを基本とする。
 - ・ 動物取扱業に係る基準の明確化を優先して実施する。
 - ・ まずは、他国で数値基準が設定されていたり、自治体から要請されている項目を中心に検討を進める。
- 得られた検討結果は、基準の明確化、ガイドライン等の作成等にどう活用していくのか。
⇒ ・ 現場を担う自治体の運用実態等を踏まえて実効性のある基準を検討する。
- 適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に係る対象項目をどの様に選定し、どの程度明確化していくか。
⇒ ・ 他国の基準は必ずしも科学的根拠に基づいて導き出された数値基準ではない。また、基準を設けることの影響や定性的な基準での運用も踏まえ、どの項目にどの程度の基準を規定するか検討を進める。
- ・ 他国での法律や規制の運用状況や実効性、罰則規定について更に調査を進める。